

学校経営のポイント

食育基本法

若井 彌一

今回は、食育基本法について取り上げておきたい。

本法における“食育”の意味

この法律は、第162回国会で平成17年6月10日に法案が可決成立、公布のはこびとなり（平成17年法律第63号）、7月15日から施行されている。

まず、押さえておきたいのは、「食育」の意味である。食育の定義を本法では行っていないが、前文第2段落において、次のような説明がなされている。

「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」

これが、本法で言う「食育」のおよその意味であることがとらえることができる。もっとも、前文においては、この法律を制定するにいたった「食」に関するさまざまな事項が網羅的に述べられており、食育としての指導範囲が、上記の引用した内容に限定されるものではない。

そもそも、この法律での「食育」は、学校教育における「食」に関する指導だけを想定したものではない。

「今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である」（第5段落）と述べているように、全国的規模での食育の取り組みが想定されており、第4条の「食育推進運動の展開」の規定は、そのことを端的に表現している（条文、略）。

教育関係者の役割・責務を自覚して実践を

本法は、前文と本則33カ条、附則という構成である。

このように、規定内容は広範に及んでいるが、学校等の教育関係者は、第5条（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）において、食育は「子どもの教育、保育等を行う者にとっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない」とされている。

また、第11条（教育関係者等〔中略〕の責務）においては、「食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする」とされていることをふまえ、実践に努めたい。

この役割は、栄養教諭と養護教諭、学校給食栄養管理者に限定されるものではない。むしろ、食育基本法のために教育関係者が食欲をなくしたり、健康を害したりするような取組みが求められてはいない。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授・附属小学校長併任）

...本紙は、購読料不要です。配信の中止・FAX番号変更等をご連絡くださる場合は、抹消・登録に必要な【あて先/新旧のFAX番号】を必ずご明記ください。

『教職研修資料』メール配信のお知らせ！

（<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu>）

...メール配信ご希望の先生は、上記URLをご覧のうえお申込みください

●新刊案内●

小川正人（中教審委員）【編】A5判220頁・定価2310円 教育開発研究所刊

中教審委員等第一線の研究者・実践者が解説！ 全国の先進的实践例を多数紹介！

義務教育改革—その争点と地域・学校の取り組み

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）